

平成 23 年 3 月 30 日

金融庁監督局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 23 年 2 月 28 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり確認事項をご提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件照会先】

全国銀行協会業務部：小倉、内海、伊東 TEL 03-5252-3744

## 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正案等に対する意見(案)

該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
監督指針等の一部改正関係		
金融検査マニュアル 新旧対照表 金融円滑化編チェックリスト Ⅲ. 1. ①(X)	「各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う」とされた、所謂出口問題については、償却時の税法上の問題等もあわせて検討されて然るべき。仮に債務者の支払い能力を超える負担を求めないとした場合も、負担を求めない金額に対する無税直接償却が可能となるように基準(基本通達9-6-2)の緩和を同時に検討していただきたい。	保証債務に対し返済能力が低い場合などは、保証人が法的整理を行わない限り、事実上は、無税直接償却は困難であり、超長期に亘る小額返済を求め続けるか、バルクセールなどによる処理を検討せざるを得ないため。

以上